ロシアによるウクライナ侵略に抗議する決議

2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵略は、ウクライナの 主権及び領土の一体性を侵害する重大な国際法違反である。さらに非軍事施 設への攻撃も拡大し、子どもを含む民間人の犠牲が増加している。

力による一方的な現状変更は断じて認められず、この事態は欧州にとどまらず、我が国が位置するアジアを含む国際秩序の根幹を揺るがしかねないものである。

さらに、ロシアは核兵器保有国であることを殊さら強調し、その使用すら 示唆している。

本市は「非核平和都市宣言」を掲げ、本市議会においても「核兵器廃絶と武力紛争回避による世界恒久平和を求める意見書」を採択しており、このような暴挙を決して看過することはできない。

よって郡上市議会は、ロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し、 最も強い言葉で抗議の意を表するとともに、ロシア軍が完全かつ無条件に即 時撤退し、早期に平和的な解決が図られることを強く求める。

また、国際社会の平和と安定は我が国の基本的な国益であり、政府におかれては、国際社会との連携のもと、力による現状変更を試みた国家に対し、厳格かつ適切な対応を講じられるよう求める。

以上、決議する。

令和4年3月8日

郡上市議会